

別紙

個人情報保護に関する法律の改正に伴う条
例の整備についての答申

令和4年10月31日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正に伴い、必要となる個人情報保護制度の整備に関し、次に掲げる個人情報保護に係る条例の制定等について、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）及び西東京市特定個人情報保護条例（平成27年西東京市条例第43号）を廃止することについて
- (2) （仮称）西東京市個人情報保護法施行条例等を新規制定することについて

第2 諮問の趣旨

本件諮問の趣旨について、次のとおり説明があった。

- (1) 西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例の廃止について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度に係る規定の整備が行われ、各地方公共団体が独自で制定していた個人情報保護条例等の規定は、法に統合されることとなった。

このことから、西東京市（以下「市」という。）は、西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例を廃止することとしたい。

- (2) （仮称）西東京市個人情報保護法施行条例等の新規制定について

地方公共団体の個人情報保護制度は、従来、個別の条例により運用されていたが、法で統一化が図られることに伴い、国等に対して適用されるものと同様の規律が適用されることとなる。

地方公共団体においては、法に規定する内容を遵守する必要があるが、法の目的及び規範に反しない範囲で法を補完する条例を制定することが可能であると、国（個人情報保護委員会）から示された。

このことから、市においては、個人情報保護制度を適切に運用し、市民の権利利益を保護するため、（仮称）西東京市個人情報保護法施行条例及び（仮称）西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例を制定する。

第3 審議会の結論

審議会は、諮問された個人情報保護に係る条例の制定等の方針について、いずれも認めることとする。

第4 審議会の判断理由

審議会は、諮問された個人情報保護に係る条例の制定等の方針に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

- (1) 本件諮問に関して、市からは、令和5年4月1日以後の個人情報保護制度の内容、市民意見公募手続の資料及び結果並びに市の条例案が示され、これらに基づき説明があった。

今般の法の改正は、国及び地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質及び量の拡大が不可避であることに対応するため、個人情報を取り扱う事業者、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運用を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の一層の保護を図ることを目的としている。

市が法を補完する条例を新規に制定する理由として、開示請求等の期限、審議会及び審査会の組織体制等について、現行の西東京市個人情報保護条例の規律等を維持したい旨の説明があったところである。審議会としても、個人情報の保護が適正になされるためには、法で認められた範囲で、現行の個人情報保護制度の維持が必要であると考えている。

また、西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例の廃止については、法と法を補完する条例により、市が行っている市民の権利利益を保護するための制度が担保されていることが確認できたため、認めるものである。

- (2) 制定する条例の文言等の詳細については、本審議会では審議すべき事項ではないが、条文の検討に当たり、市民にとって分かりやすく、かつ、明確なものとするよう努められたい。

第5 審議経過

審議会の開催日	内容
令和4年6月27日	諮問及び審議
令和4年7月12日	審議
令和4年7月21日	審議
令和4年8月25日	審議
令和4年9月30日	審議
令和4年10月25日	審議
令和4年10月31日	答申